

鹿屋市水道事業指定給水装置工事事業者の指定取消し及び指定停止に関する
要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市水道事業指定給水装置工事事業者の指定取消し及び指定停止に関する要綱
(平成18年鹿屋市水道事業管理告示第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「禁固」を「拘禁^こ刑」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。